

## 別紙1

### 事前申請に必要な書類

① 介護保険介護予防・居宅介護住宅改修事前協議申請書（受領委任払い・償還払い）

- 被保険者番号や生年月日等を含め、介護保険被保険者証を確認し、表記のとおり漏れの無いように記入されている。（記入漏れ、記入誤りがある場合は受理できないこともあるのでご了承ください）
- 申請書の日付は添付書類の日付以降の日付になっている。

② 住宅改修が必要な理由書

- 福祉住環境コーディネーター2級以上等の有資格者が作成する場合は、資格者証のコピーを添付している。（理由書の記入は介護支援専門員・地域包括支援センター職員・福祉住環境コーディネーター2級以上としています）
- 日常生活の行動範囲内の改修であることや、生活の動線が容易に想像できるように記載されている。

③ 承諾書

- 改修する住宅が本人所有でない場合は添付。
- 複数人いる場合は連名でも可。

④ 介護保険住宅改修費の支給に係る受領委任払い取扱確約書

- 受領委任払いの場合は添付。（添付がなければ、償還払いと判断します）  
⇒償還払いとは、利用者（被保険者）がいったん、改修費用全額を施工業者に支払い、給付対象金額が後日奈良市から利用者へ給付されます。  
受領委任払いとは、介護保険対象の住宅改修に係る費用のうち、利用者は自己負担分の金額のみ施工業者に支払い、給付対象金額が後日奈良市から施工業者へ給付されます。

⑤ 住宅改修に要する費用の見積書（施工業者の社印が押印してあるもの）

- 本人の名前（フルネーム）を含めている。（家族との連名可）
- 見積書作成日が記載されている。
- 材料費と施工費を別々に表記している。原則材工共や、工事一式は避けてある。別々に表記できない場合は工事の内容や規模等をわかるようにしている。（申請書類作成に関する作成料は給付の対象になりません）
- 介護保険外の工事もあわせて実施される場合には、介護保険対象分と対象外分が明確になるように区別している。

⑥ 改修箇所のわかる図面（平面図・断面図等）

- 工事箇所のみでなく家屋内や敷地内全体のもの。（寝室・リビングなどと記載されていて、日常生活の動線を確認できるもの）

- 1階→2階の階段手すりを付ける場合は、1階2階両方の図面を添付。
- 工事箇所がわかるようにイメージを図示（手すりなど）している。
- 工事箇所が複数にわたる場合は番号をつけている。

#### □ ⑦ 日付入りの改修前の写真

- 工事箇所がわかるようにイメージを図示（手すりなど）している。
- 工事箇所が複数にわたる場合は図面と見比べられるように対応した番号をつけている。
- 段差解消の場合には高低差が何センチあるかがわかるようにメジャーをあてて写真を撮影している。
- 工事箇所が隠れる場合（床材変更時の家具や手すり取り付け壁面にポスターが貼ってある等）は、物を除いて工事箇所が隠れていない状態で写真を撮影している。  
※家具の移動など物を除くのが容易でない場合は、事前申請時に現状の写真を添付し  
工事時に物を除いた状態の写真を撮影し、事前・事後の写真を共に事後申請時に提出。
- 距離が離れることでわかりにくくなってしまう場合は、距離を近くして複数の角度から撮影したものを提出。
- 撮影日は枠外に記載するのではなく、写真内に修めている。
- 原本またはカラーコピーの鮮明なものである。（モノクロや白黒印刷のものは受領しかねます）

#### 注意

- ご家族様が改修を行う場合は、材料費のみが支給対象となり、施工費は支給対象となりません。
- 要介護認定の申請中であれば事前申請は受けませんが、申請の結果「非該当」となった場合は、支給を受けることはできず、全額自費となります。
- 新築または増築工事は対象となりません。
- 要介護・要支援と認定された人が複数いるときは、20万円×人数分の改修が可能となりますが、対象となる工事箇所が重複しないようにしなければなりません。